

輪島市監査公表第 45 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年12月1日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成26年11月21日（金） 漆器商工課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成26年度の監査資料（平成26年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成25年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○川崎市の取り組み状況を参考とし、本市でも、第1回わじまJ r.ロボット競技大会が平成27年2月7日（ロボット製作教室）・2月14日（ロボット競技大会）を開催する。近年、誘致企業への勤務者の減少、また、技能者の高齢化、若者のものづくり離れも懸念されている中、子どもたちに、ものづくりの楽しさを味わってもらうことから、人材育成・地域の活性化を図ることを目的とし、現在のところ、東京方面からの応募も見られると云った事業の状況が伺われた。回を重ねることで、交流人口の拡大・次世代産業を担う技術者の育成・創造性に富んだ人材の育成にと、実りある事業となることを望む。

○本市には、重要無形文化財に指定されている「輪島塗」があり、本市の基幹産業でもある。匠の技を伝承しながら、市民の生活に取り入れやすい品など、新商品の開発に力を注ぎ、引きつづき関係機関との連携を図り、基幹産業の発展を祈る。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。